

5 I. 反対尋問

1. 弁護側は、「仮に共謀共犯正犯であると仮定すると」ウ説(機能的行為支配説)が妥当であるとしているが、関与者が不在であったならば、犯行計画が実現できなかった場合のみ共同正犯が成立することとなり、共同正犯の成立範囲が過度に狭まるという点で妥当しないのではないか。

10

2. 弁護側は、学説の検討において a1 説(道具理論)と、a2 説(実行行為説)を挙げているが、a1 説(道具理論)ではなく、その派生理論としての a2 説(実行行為説)を採用する理由は何か。

15

3. 弁護レジュメ 6 頁 7 行以下において、「X の治療法に疑問をもっていたことから、同じく C に対するインスリンの投与を中止しようとしている A の行為を止めることも可能であった」とあるように B は X に意思を抑圧されておらず、半信半疑であったとしても最終的に自己の意思によってインスリンの投与を中止しており、その結果 C は死亡している。したがって、弁護側の採用する丙 2 説を採用するならば、B は「実現事実を第一次的に帰せられるべきとされる程度に主導的役割を演じ」ているといえるため、犯罪事実を思い通りに支配しているといえ、B は正犯に当たらないか。

20